



【緊急注意喚起！】感電等死亡事故が多発しています！

令和2年8月27日

経済産業省では、毎年8月を電気使用安全月間として、電気保安関係団体と連携し、電気の安全啓蒙活動を実施していますが、その中でも感電事故をはじめ電気関係工事における死亡事故の報告が相次いでおります。

本年は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながらの作業となりますが、従前に増して電気の安全使用や安全作業に注意をお願いし、事例と共に改めて注意喚起いたします。

許容接触電圧は皮膚の状態（抵抗値）によって変わってきますが、電気は高圧部分のみならず低圧部分も危険であるということを再認識いただき、各事業場におかれましては、電気主任技術者や主任電気工事士等の指示の下、より一層の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

令和2年8月に発生した電気関係事故（死亡事故）（令和2年8月26日現在）

発生月日	被災状況	発生場所	発生状況
8/7	感電死亡	愛知県内の会社 高圧キュービクル	被災者は、管理委託を受けた事業所内の高調波フィルターの撤去に際し、PCB含有機器確認のため銘板確認作業を実施。 キュービクル内の銘板を確認しようとした際、キュービクル内を無電圧と思い込み回線に触れ感電。 現在、事故原因調査中。
8/20	資材落下衝撃死亡	福井県内の鉄塔建替現場	被災者は、鉄塔建替工事の地組作業に従事。クレーンに荷吊りした部材が落下し、被災者に衝撃。 現在、事故原因調査中。
8/25	感電死亡	富山県内の建屋2階天井裏 電灯回路100V配線	被災者は、ショールームの照明器具を増設するため、天井裏で配線工事作業を行っていたところ、充電中の100V配線の被覆をワイヤストリッパー（皮むき器）にて剥く際に感電。 現在、事故原因調査中。

お問合せ先

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ
電力安全課 電話（03）3501-1742（直通）

参考リンク

- ◆ [電気使用安全月間\(8月\)について（令和2年6月25日付け掲載記事）](#)